

障害児通所支援

- 1、安全計画
- 2、家族支援加算



指導監査課



障害児通所支援

1、安全計画

安全計画の策定等について

対象

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

指定基準

- ①事業所の設備の安全点検、従業者や障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ②従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。



安全計画の具体的な内容

- 事業所等の設備（備品、遊具、防火設備、避難経路等）や、散歩コースや公園など、定期的に利用する場所も含めた事業所等内の安全点検
- 通常の支援の場面、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事等）における役割分担や留意点を明確にしたマニュアルの策定・共有
- こどもに対する安全対策の周知（事業所等の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）
- 保護者に対する説明・情報共有（安全計画や安全に関する取組の説明・共有等）
- 職員の研修・訓練（地震・火災・地域特性に応じた様々な災害を想定した避難訓練、救急対応の実技講習、不審者の侵入を想定した実践的な訓練、事故予防に関する研修の受講等）
- 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・対策や職員間での共有等）
- その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者・関係機関と連携した取組、システムを活用した安全管理等）

など

（参考）障害児支援における安全管理について（令和6年7月4日 こ支障第169号）



安全計画の作成例（安全点検について）

（１）施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	避難経路点検 緊急連絡表作成 園舎破損箇所点検	遊具の点検 園庭鍵の点検 散歩コースの危険個所の確認 毛虫駆除	プール・プール周りの 柵の点検 園庭備品の点検	園庭全体(鍵・フェンス・ターザンロープ・排水溝)の点検 防火設備点検	エアコンの確認	プール片づけ 散歩コースの点検 (散歩コース内の公園の遊具を含む)
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	暖房器具の点検 使用方法・掃除 園舎破損箇所の点検	冬季に向けての冬囲い 園外水道の水抜き 除雪道具の点検 滑り止めマット	冬用遊び道具の点検 防雪用ネットの点検 送迎車両の点検 氷割り	散歩経路(冬用) 危険箇所(屋根上の雪、滑りやすい箇所)の確認	散歩経路の確認 暖房・ボイラーの確認 防火設備点検	雪解け園庭周りの確認 氷割り

（２）マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検） 予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル			
☐ 午睡	2015 年 1 月 25 日	2024 年 8 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ 食事	2004 年 2 月 18 日	2024 年 5 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ プール・水遊び	2007 年 3 月 14 日	2024 年 6 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ 園外活動	2004 年 2 月 18 日	2024 年 6 月 1 日	支援マニュアルに明記
☐ バス送迎（※実施している場合のみ）	2004 年 8 月 29 日	2024 年 5 月 1 日	送迎マニュアルに明記・毎朝の読み合わせ
☐ 降雪（※必要に応じ策定）	2004 年 1 月 31 日	2024 年 12 月 1 日	掲示
災害時マニュアル	2009 年 12 月 15 日	2024 年 9 月 1 日	掲示
119 番対応時マニュアル	2023 年 4 月 1 日	2024 年 4 月 1 日	掲示
救急対応時マニュアル	2004 年 9 月 22 日	2024 年 4 月 1 日	掲示・支援マニュアルに明記
不審者対応時マニュアル	2015 年 7 月 4 日	2024 年 5 月 1 日	掲示・支援マニュアルに明記

安全計画の作成例（安全に関する指導等について）

（１）児童への安全指導（施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
乳児・1歳以上3歳未満児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
3歳以上児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
学齢期	遊具遊びや散歩時の事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	熱中症対策 水遊びの事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	地震や災害 下校時の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 下校時の歩き方・信号の見方 公園での遊び方(冬バージョン)

（２）保護者への説明・共有

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
おたよりで周知	おたよりで周知 面談	おたよりで周知	おたよりで周知 アンケート・面談

安全計画の作成例（研修及び訓練について）

（１）訓練のテーマ・取組

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
避難 訓練等	21 日(金) 火災	19 日(金) 火災	16 日(金) 火災	21 日(金) 火災	18 日(金) 午睡時火災(幼児)	15 日(金) 火災
その他 ※ 1	人数確認 アレルギー受け渡し エピペンの使い方	不審者対応	送迎時の安全	熱中症対策 水遊び対策	安全運転講習	エピペンの使い方 車を離れる際
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
避難 訓練等 ※ 1	20 日(金) 水害・火災	17 日(金) 地震・火災	15 日(金) 地震・火災 (幼児:大避難訓練)	19 日(金) 地震・火災 (学童:大避難訓練)	16 日(金) 地震・火災	15 日(金) 地震・火災
その他 ※ 2			送迎時の安全	そり滑りについて		

※ 1 「その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

（２）訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
人数確認	直接処遇職員・1 年目職員
アレルギー・エピペン	直接処遇職員・1 年目職員・給食室職員
送迎時の安全	送迎担当職員

安全計画の作成例（研修及び訓練、その他安全に関する事項について）

（３）職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
アレルギー・エピペン(園内実施) 人数確認(園内実施)	熱中症対策(園内実施) 水遊びについて(園内実施) エピペンの打ち方(園内実施) 車を離れる際(園内実施)	安全を守る取り組み(園内実施)	そり滑りについて(園内実施)

（４）行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

上級応急手当講習
リスクマネージャー養成研修

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ・毎月ヒヤリ・ハットの集計と分析(SHEL モデルでの分析)
- ・社内ネットと打ち合わせでの共有

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・破損個所、危険個所のチェックと修繕などの環境整備
- ・消防署からの訪問と消火指導(6月)

※安全計画は毎年 12 月の委員会で見直しを行う。

安全計画の策定に当たっては、
「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)を参考に、
安全計画の記載例については、こども家庭庁の
「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を参考にしてください。



障害児通所支援

2、家族支援加算

家族支援加算の算定について

対 象

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

家族支援加算（Ⅰ）

- （１）障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - （一）所要時間 1 時間以上の場合（300 単位）
 - （二）所要時間 1 時間未満の場合（200 単位）
- （２）事業所等において対面により相談援助を行った場合（100 単位）
- （３）テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合（80 単位）

家族支援加算（Ⅱ）

- （１）対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合（80 単位）
- （２）テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して
他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合（60 単位）

家族支援加算は、運営指導において指摘の多い加算の一つです。

実際にどのような指摘がなされているのか、説明します。



実際にあった指摘事例①

相談内容の記録を確認できない

⇒相談援助を行った場合は、
相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録が必要です。

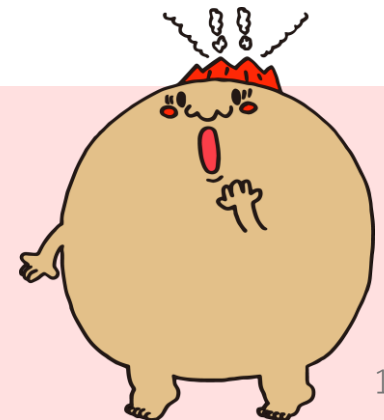


実際にあった指摘事例②

家族支援加算(Ⅰ)(1)

居宅を訪問して相談援助を行っていない場合に
算定している

(例) 保育所等訪問支援の後、そのまま相談援助を行った場合に誤って算定してしまった。



実際にあった指摘事例③

家族支援加算(Ⅰ)(2)

事業所において相談援助を行っていない

(例) 公共施設等で相談援助を行った場合に、誤って家族支援加算(Ⅰ)(2)を算定してしまった。



実際にあった指摘事例④

家族支援加算(Ⅰ)(2)

事業所において対面により相談援助を行っていない

(例) 電話により相談援助を行った場合に、誤って家族支援加算(Ⅰ)(2)を算定してしまった。



実際にあった指摘事例⑤

家族支援加算(Ⅰ)(3)、(Ⅱ)(2)

テレビ電話装置等を活用し、相談援助中の様子が把握できる状況で行っていない

⇒原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。
ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には、
表情等の確認が難しい機器（電話等）を使用することでも差し支えない。



実際にあった指摘事例⑥

家族支援加算(Ⅱ)(1)

他の障害児及びその家族等と合わせて行っていない

(例) グループの相談援助を行う場合は、
障害児及びその家族等が同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものであるが、
きょうだいで利用している障害児について、誤ってグループでの相談援助として算定してしまった。



事業者の皆様におかれましては、指定基準や加算の算定要件を
今一度、ご確認くださいようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

